○原子力損害賠償・廃炉等支援機構が保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程

平成２３年１２月２６日
平成２３年規程第２０号
改正　平成２６年８月１８日
平成２６年規程第２５号

（目的）
第１条　この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「法」という。）第１５条及び第１７条の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示の実施の方法、開示請求に係る手数料等を定めることを目的とする。

（文書又は図画の開示の方法）
第２条　文書又は図画は、当該文書又は図画を閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第１５条第１項のただし書の規定が適用される場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧することとする。

（文書又は図画の写しの交付の方法）
第３条　文書又は図画の法第１５条第１項の規定による開示の実施の方法は、次に定める方法（第二号又は第三号に掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。
一　当該文書又は図画を複写機によりＡ３判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
二　当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
三　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１又はＸ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第四号において同じ。）に複写したものの交付

（電磁的記録の開示の実施の方法）
第４条　電磁的記録について、法第１５条第１項に基づき機構が定める方法は、それぞれ次の各号に定める方法とする。
一　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
二　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
三　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
四　当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（手数料）

第５条　法人文書の開示に係る手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る法人文書１件につき３００円とする。

二　開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額は、開示を受ける法人文書１件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第１５条第５項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が３００円に達するまでは無料とし、３００円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が３００円を超えるときを除く。）は当該基本額から３００円を減じた額とする。

２　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を１件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一　一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が１年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

（手数料の納付）

第６条　開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付しなければならない。

一　現金

二　現金書留

三　定額小為替証書

２　法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付料は、郵便切手又は現金で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第７条　機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求１件につき２，０００円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

２　前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第１５条第３項又は第５項の規定に基づき開示の実施方法等の申し出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した第８条で定める申請書を機構に提出しなければならない。

３　前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

４　第１項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手

数料を減額し、又は免除することができる。

（手続様式）

第８条　法の規定に基づき開示請求及び開示請求の取り下げをしようとする者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者、法人文書の更なる開示を申し出ようとする者、開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる様式を利用し、提出することができる。

請求又は申し出ようとする者の区分	利用できる様式
法第４条第１項の規定により法人文書の開示を請求しようとする者	様式-情１
法第４条第１項の規定による法人文書の開示の請求を取り下げようとする者	様式-情２
法第１５条第３項の規定により開示の実施方法を申し出ようとする者	様式-情３
開示実施手数料の減額又は免除を申請しようとする者	様式-情４
法第１５条第５項の規定により更なる開示を申し出ようとする者	様式-情５

附　則（平成２６年８月１８日平成２６年規程第２５号）

この規程は、平成２６年８月１８日から施行し、同日から適用する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
１　文書又は図画	イ　閲覧	１００枚までごとにつき１００円
	ロ　複写機により複写したものの交付	用紙１枚につき１０円
	ハ　複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙１枚につき２０円
	ニ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１００円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
	ホ　スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格Ｘ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	１枚につき１２０円に当該文書又は図画１枚ごとに１０円を加えた額
２　電磁的記録	イ　用紙に出力したものの閲覧	用紙１００枚までごとにつき２００円
	ロ　用紙に出力したものの交付	用紙１枚につき１０円
	ハ　用紙にカラーで出力したものの交付	用紙１枚につき２０円
	ニ　１の項ニに該当する光ディスクに複写したものの交付	１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
	ホ　１の項ホに該当する光ディスクに複写したものの交付	１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額
備考 １の項ロ若しくはハ又は２の項ロ若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として額を算定する。		